

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保			番号	⑯				
評価方式	総合・ <u>実績</u> ・事業	政策目標の達成度合い	目標達成						
	予算科目				予算額 (千円)				
	会計	組織／勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	4年度当初予算額		5年度概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	外国為替資金特別会計		事務取扱費	外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費		2,604,411		2,426,312	
	外国為替資金特別会計		諸支出金	手数料等に必要経費		348,074,791		414,700,647	
	外国為替資金特別会計		融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費		747		749	
	外国為替資金特別会計		国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		496,251,843		496,893,924	
	小 計					一般会計	< > の内数	< > の内数	
					特別会計	846,931,792		914,021,632	
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの						一般会計	< > の内数	< > の内数	
	小 計					特別会計	< > の内数	< > の内数	
							< > の内数	< > の内数	
合 計					一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	846,931,792		914,021,632	
						< > の内数	< > の内数		

政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	<p>世界各国の経済の相互関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p> <p>政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p> <p>政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
---------	--

政策目標6-1についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評定の理由	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和3年度は、我が国として、世界経済が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づくマネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接</p>

	<p>投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>
--	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定								
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組								
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>					達成度		
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和3年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリングはもとより、外国為替市場の安定を確保する観点から、G7やG20、国際機関といったマルチの場に加えて、各国当局との間でも緊密に意見交換を行いました。例えば、米国との間で財務大臣同士の会談を行ったほか、事務レベルにおいても、米国をはじめとする各国為替当局関係者と密に意見交換を行いました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）の間でも、令和4年1月、令和3年10月にそれぞれ「対日4条協議」と「対日年次協議」において、為替市場についての意見交換を行いました。</p> <p>国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>					○		
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供								
			作成頻度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	○	
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4		
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%			

[主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供

作成頻度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	

(注)

国際収支状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>

本邦対外資産負債残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>

外貨準備等の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm>

外国為替平衡操作実施状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html>

オフショア勘定残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>

対外及び対内証券売買契約等の状況 (週次でも公表)

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

外国為替市場の安定に資するため、令和3年度においても適切な作成かつ遅滞なく適時の公表を行いましたので、達成度は「○」としました。

測定指標 (定量的な測定指標)

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定に関しては、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に関する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、国際金融資本市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、国際協調等を実施してきました。また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル

第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2021年4月1日～2022年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
3年度	125円11銭 (令和4年3月28日)	107円48銭 (令和3年4月23日)	17円63銭 (14.1%)
2年度	110円97銭 (令和3年3月31日)	102円60銭 (令和3年1月6日)	8円37銭 (7.5%)
令和元年度	112円40銭 (平成31年4月24日)	101円18銭 (令和2年3月9日)	11円22銭 (10.0%)



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
経常収支	223,995	193,837	186,286	162,673	126,442
貿易収支	45,338	5,658	3,753	37,770	-16,507
輸出	782,801	802,487	746,694	683,504	854,957
輸入	737,463	796,829	742,941	645,734	871,464
サービス収支	-4,941	-12,172	-17,302	-35,406	-47,960
第一次所得収支	205,331	217,704	214,651	188,252	215,883
金融収支	208,173	216,213	204,142	138,276	99,142
直接投資(資産)	167,229	248,562	216,997	166,612	128,334
" (負債)	20,022	41,024	27,196	82,590	26,238
証券投資(資産)	168,918	257,636	241,487	50,141	-48,844
" (負債)	99,848	188,205	18,298	203,438	112,449
その他投資(ネット)	-49,412	-95,514	-226,275	167,483	75,755

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和3年度実績値は速報値。令和4年7月にデータが更新されるため、令和4年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和2年度	166,612	50,141	82,590	203,438
	令和3年度	128,334	-48,844	26,238	112,449
米国	令和2年度	79,711	22,395	18,002	-77,495
	令和3年度	50,722	-27,412	9,959	-195,265
EU	令和2年度	-15,891	18,191	2,088	-536,308
	令和3年度	19,837	-9,714	-6,074	-554,384
アジア	令和2年度	47,981	-3,549	22,634	63,096
	令和3年度	38,641	-5,360	10,940	74,178

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和3年度実績値は速報値。令和4年7月にデータが更新されるため、令和4年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	411兆1,841億円（令和3年末）
アメリカ	-2,067兆3,330億円（令和3年末）
イギリス	-113兆7,326億円（令和3年末）
ドイツ	315兆7,207億円（令和3年末）
フランス	-110兆7,765億円（令和3年末）
イタリア	17兆 764億円（令和3年末）
カナダ	152兆3,417億円（令和3年末）
中国	226兆5,134億円（令和3年末）

（出所）日本：財務省資料、ドイツ：ドイツ中央銀行資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末
外貨準備高	1,268,287	1,291,813	1,366,177	1,368,465	1,356,071

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
金額	0円	0円	0円	0円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政 6 - 1 - 2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標 (定性的な測定指標)	[主要] 政 6-1-2-B-1 : 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G 7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>G 7では、イギリス、ドイツ議長の下、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G 7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG 7では、ウクライナ情勢の変化に合わせて、声明の発出や協調した取組を実施しており、我が国も他のG 7各国と緊密に連携して、対応にあたりました。</p> <p>G 20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、イタリア、インドネシア議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G 20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>IMFの関連では、我が国は、6,500億ドル相当の特別引出権(SDR)の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMFの活動を積極的に支援しました。</p> <p>IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました(IMFにおける日本人職員数等(日本人幹部職員数等)については、参考指標6参照)。</p> <p>また、アジア地域では、ASEAN+3(用語集参照)(日中韓)財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ(用語集参照)をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました(詳細は政6-1-3参照)。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。

G7では、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G20 BEPS包括的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG7では、ウクライナ情勢の変化に合わせて、声明の発出や協調した取組を実施しており、我が国も他のG7各国と緊密に連携して、対応にあたりました。

G20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。

IMFの関連では、我が国は、6,500億ドル相当の特別引出権（SDR）の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMFの活動に積極的に貢献しました。

アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。

以上の通り、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR=約1.37米ドル（令和4年4月現在）

参考指標 2 : IMF の融資状況 (令和 4 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

一般資金勘定融資残高 (借入国 : 53 か国)	952.0
譲許的融資残高 (借入国 : 59 か国)	148.7

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 4 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	82
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	187

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

	2018 財政年度	2019 財政年度	2020 財政年度	2021 財政年度
自己資金	145	147	142	134
外部資金	174	178	168	118

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
二国間	135	136	119	129	36
多国間	19	19	19	22	19

(出所) IMF Annual Report、<https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	平成 29 年 4 月	30 年 4 月	31 年 4 月	令和 2 年 4 月	3 年 4 月
日本人職員数	56 (18)	61 (19)	63 (20)	65 (21)	66 (23)
日本人幹部職員数	5	6	6	6	5
日本人比率	2.48%	2.64%	2.70%	2.74%	2.73%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注 3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	316
NAB	285
バイ融資	106

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 3 年 4 月 16 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

施策 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進		
[主要] 政6-1-3-B-1 : アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組		
目 標	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和3年5月3日にバーチャル形式で開催された同会議において、チェンマイ・イニシアティブ (CMIM) の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO) の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>CMIMについては、同会議において、その強化を通じた地域金融市場の強靱性向上を目的として、(1) IMFデリンク割合 (IMFプログラムなしでも発動できる割合) を30%から40%へ引き上げ、(2) 要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じたCMIMの現地通貨による支援の制度化の2点を柱とする改訂CMIM契約書が各国署名を経て令和3年3月に発効したことが歓迎されるとともに、パンデミックなどの環境変化も踏まえ、CMIMを含む地域金融協力を更に強化する重要性について、認識が共有されました。また、CMIM契約書の改訂内容を踏まえた運用ガイドラインの改訂が適時に完了し、令和4年1月に発効するなど、大きな進展も見られました。</p> <p>AMROについては、サーベイランス能力強化の一環として、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの更なる活用や組織内でのレビュー体制を強化する取組のほか、AMROのシンクタンク機能や後発途上国をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を強化するための議論を推進しました。</p> <p>更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した新中期ロードマップを踏まえ、CGIF (信用保証・投資ファシリティ : 用語集参照) において、グリーンボンド等に係る現地通貨建て債券に対する保証を推進しました。また、域内の現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトであるアジアボンドオンラインを拡充するとともに、国際標準に基づくクロスボーダー金融取引の取組みを推進するなど、新中期ロードマップに基づく取組を進めました。</p> <p>その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIF (東南アジア災害リスク保険ファシリティ : 用語集参照) については、ベトナムのSEADRIF加入に伴う各種手続きを支援し、令和4年2月に手続きが完了しました。また、低所得国を対象とした自然災害保険に次ぐ第2の取組として、中所得国向けの公共財産保護プログラムの体制・法規制等について検討し、プログラムの具体化を着実に進めています。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としま</p>	○

	した。					
[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組						
目 標	金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。					達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。</p>					
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN諸国との関係において、令和3年6月にタイとバーチャル形式で二国間協議を行い、規制緩和要望やデジタル金融など幅広い議題につき意見を交換しました。二国間通貨スワップ取極については、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進し、貿易や投資を促しマクロ経済の安定性強化を図る観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を設立し、令和3年8月には当該枠組みを強化するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>インドとの間では、令和4年2月に二国間通貨スワップ取極の延長を行いました。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>					○
政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）						
年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	—	—	—	—	100%以上	○
実績値	113.1%	112.5%	112.5%	118.1%	112.8%	
<p>(注) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算した上で対前年比を測定 (出所) AsianBondsOnline（令和4年3月30日時点の公表値）</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>現地通貨建て債券残高については、令和3年度において、目標値である「対前年比100%以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。</p>						

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

地域金融協力に関しては、令和3年5月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、SEADRIFに関する取組を着実に進めました。

二国間財務・金融協力に関しては、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。これに加え、二国間通貨スワップ取極については、インド、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和3年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を強化するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（施策6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
6	5	10	2	11

（出所）国際局地域協力課調（令和4年3月時点）

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和2年9月18日	令和4年2月28日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→馬：30億ドル	日→印：750億ドル相当
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	馬→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当

（出所）国際局地域協力課、国際局調査課調（令和4年3月時点）

参考指標4：サーベイランス実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））

平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
3	3	3	3	3

施策	政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
	[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金、マネー・ローンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等	
	測定指標（定性的な指標）	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。</p> <p>また、国際社会と協調し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。</p>

達成度

**実績及び目標
の達成度の判
定理由**

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和3年度においては、6個人・団体を措置の対象に追加し、12個人・団体に対する措置を解除しました。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計516個人・団体となりました（参考指標1参照）。

このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F 勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、6月以降、累次にわたり実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。

更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結等の措置を累次にわたり実施したほか、ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等の禁止、我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行についてより償還期間の短い証券を禁止対象に追加、暗号資産交換業者に対し制裁対象取引への注意・モニタリング強化等を要請する等といった措置を実施しました。加えて、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるため、改正外為法案を国会に提出すべく、その準備を行いました（改正法案は令和4年4月5日に国会に提出し、同月20日に可決・成立されました）。

マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策については、令和元年度から行われてきたF A T F 第四次対日相互審査が終了し、令和3年8月に審査報告書が公表されました。審査報告書の公表を契機として、政府一体となって対策を進めるべく、財務省・警察庁を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、対策を強化するため3年間にわたり取り組む事項を掲げた行動計画を策定・公表しました。その後、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、行動計画に沿って我が国の対策を推進しています。また、F A T F 関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。

更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、85件の外国為替検査を行いました。

(注) 外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

また、計223の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握するとともに、個別の検査にて検証し、金融機関等の外為法等の遵守態勢の強化・整備を図りました。

上記のほか、令和3年度は、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F勧告の着実な実施に係る講演を16件実施しました。

以上のとおり、令和3年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施

年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	—	100.00	100.00	○
	割合 (%) (b)/(a)	100.00	—	100.00	100.00	100.00	
実績値	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	2	0	1	1	3	
	(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	2	0	1	1	3	

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値(割合)を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和3年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示3件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

測定指標(定量的な指標)

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	-	-	249	238	238	○
	実績値	-	249	238	226	223	
外国為替検査の実施件数	目標値	-	-	110	110	90	○
	実績値	127	123	109	15	85	

（注）オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

（目標値の設定の根拠）

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和元年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

（目標の達成度の判定理由及び判断基準）

令和3年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和元年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和2年度は12機関、令和3年度は3機関減少したことによるものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を90件としていましたが、実績値は85件となり、目標を下回りました。これは、3月に発生した福島県沖地震や新型コロナウイルスの影響等により、急遽、検査実施時期を後倒ししたことによるものであり、検査を取り止めたものではありません。未実施の5件について、令和4年度において一部を実施済みであり、残りの検査も令和4年度の早い時期に検査を実施する予定であることから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	-	-	12	12	12	○
実績値	18	34	15	10	16	

（目標値の設定の根拠）

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会を捉えて実施しており、令和3年度は大幅な法令等の改正が予定されていないことから、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

<p>(目標の達成度の判定理由及び判断基準)</p> <p>令和3年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」としました。</p>	
<p>施策についての評価</p>	<p>s 目標達成</p>
<p>評価の理由</p>	<p>テロリスト等に対して、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。</p> <p>令和3年度に公表されたFATF第四次対日相互審査の結果も踏まえ、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、オフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握・検証するとともに、新型コロナウイルス等の影響を受けつつも、適切に外国為替検査を実施し、金融機関等の外為法令等の遵守態勢の強化・整備を図りました。上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和3年度
検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合	14/85

参考指標3：FATF関連会合への出席回数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
出席回数	28	36	41	55	68

参考指標4：FATF勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
参加回数	0	5	2	2	2
参加人数	0	15	2	14	15

施策	政 6 - 1 - 5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標 (定性的な測定指標)	[主要] 政 6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組	
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。</p> <p>また、実効性のある制度の整備・運用の観点から、需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため、レアアース等の重要鉱物資源の安定供給確保に係る業種について、令和 3 年 11 月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。加えて、投資審査・事後モニタリングに係る執行体制の強化の観点から、令和 4 年度予算において、本省 6 名、財務局において 18 名の定員増を措置したところです。以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、必要な人員を確保するなど、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、レアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため重要鉱物資源に係る金属鉱業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したほか、必要な定員を確保する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 「我が国への対内直接投資残高」 【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 4)】

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも、G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献します。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みます。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行い、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿ったFATF第四次対日審査指摘事項への対応及び次期相互審査を見据えた取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。

また、令和3年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	746,261,160	683,925,927	778,652,050	846,931,792
補正予算		—	△2,395,890	—		
繰越等		—	—	N.A.		
合 計		746,261,160	681,530,037	N.A.		
執行額 (千円)		159,130,439	233,435,180	N.A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する
施政方針演説等内閣
の主な重要政策

第204回国会 総理大臣施政方針演説 (令和3年1月18日)
成長戦略実行計画 (令和元年6月21日閣議決定)

政策評価を行う過程
において使用した資料
その他の情報

外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況 (月ベース)、外国為替平衡操作実施状況 (日ベース)、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況 (財務省ウェブサイト)

前年度政策評価結果
の政策への反映状況

G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みました。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画を策定し、政府全体の取組を推進しました。また、国際会議への参加を通じたFATFの議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。

	また、令和2年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。
--	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和4年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------